



令和7年11月26日

## 日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分の通知について

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和7年11月26日付けで貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第33条の規定に基づく自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社

住 所：東京都千代田区大手町2-3-1

代表者：小池 信也

#### 2. 処分内容

##### 自動車の使用の停止処分（9営業所）

支局	郵便局	行政処分	支局	郵便局	行政処分
札幌	長沼	6両 × 20日	釧路	厚床	1両 × 60日
札幌	由仁	1両 × 28日	釧路	西春別駅前	1両 × 60日
旭川	小平	2両 × 35日	北見	常呂	1両 × 60日
旭川	鬼志別	2両 × 54日	北見	留辺蘂	1両 × 60日
室蘭	厚真	1両 × 44日 2両 × 42日			

#### 3. 処分日

令和7年11月26日（水）

##### 【問い合わせ先】

北海道運輸局自動車運送事業安全管理室 酒井・二階堂

TEL : 011-290-2744